

ロレッタ・ロス、リッキー・ソリンジャー著／申琪榮、高橋麻美監訳、林美子、新山惟乃、大室恵美、花岡奈央、ミーシャ・ケード訳（人文書院、2025年）

リプロダクティブ・ジャスティス 交差性から読み解く性と生殖・再生産の歴史

豊田 真穂*

「性と生殖・再生産の尊厳を達成する道は、ただ単に個人的な選択を正しく行うことで導かれるものではない」（58頁）。

これは、1990年代のアメリカで有色女性たちが運動の中で編み出したリプロダクティブ・ジャスティスという概念の核心を示す言葉である。たとえば「選択権」がすべての人に与えられていても、それを実行できる条件がなければ何の保証もない。こうした現実を変え、社会制度や構造そのものの变革を求める視点から生まれたのがリプロダクティブ・ジャスティスである。

この概念は、「リプロダクティブ・ライツ＋ソーシャル・ジャスティス」という方程式を組み合わせ、誰かの権利を付け足していくような「単なる包摂」ではなく、社会のルールを組み替える試みである。その内実には、合法的な避妊と中絶、質の高い医療へのアクセスだけでなく、適切な住居や仕事などの経済的正義、子育てする権利なども含まれる。

本書は、このリプロダクティブ・ジャスティスの概念を包括的に説明する入門書である。著者は、「シスターソング・有色女性によるリプロダクティブ・ジャスティス共同体」の代表のひとりで黒人フェミニストのロレッタ・ロスと、アメリカ史を専門とする研究者で「正当な」母親とそうではない母親との線引きという歴史的展開を研究してきたリッキー・ソリンジャーであり、歴史家とアクティビストの協働によって歴史・理論・実践が架橋していることに本書の特徴がある。翻訳の刊行は、この概念を日本語読者に広げるものとして大きな貢献といえる。

本書は4章構成で、第1章は植民地時代からのアメリカにおけるリプロダクティブ・ジャスティスの歴史、第2章は21世紀におけるリプロダク

ティブ・ジャスティス運動の展開、第3章と第4章は、それぞれ現代アメリカにおける中絶に関連した政策とその他さまざまな問題群を、リプロダクティブ・ジャスティスの視点から分析している。「おわりに」では、リプロダクティブ・ジャスティスに関連した6つの組織の取り組みが紹介されている。

本書で描かれるのはアメリカの歴史と事例ではあるものの、リプロダクティブ・ジャスティスは「[誰もが自由に使える] オープンソースコード」（77頁）である。つまり、さまざまな文脈に応用できる枠組みとして構想されている。リプロダクティブ・ジャスティスの定義は、①子どもを持たない権利、②子どもを持つ権利、③安全で健康的な環境で子どもを育てる権利という3つで、ジェンダーに縛られない性的自己決定権もこれに連なる。ここで問われているのは「産むか産まないか」という選択それ自体ではなく、その選択を現実的に可能にする社会的条件が整っているかどうかである。質の高い医療や教育、生活保障などの社会的資源が整ってはじめて、その権利は実質的なものになる。

この点は、人権を消極的権利と積極的権利に区別する視点からも導かれる。中絶権をプライバシー権として捉え政府介入から個人を保護するという「選択」中心の（ロウ判決以来の）発想は前者に近い。しかしそれだけでは「選択肢の市場」（52頁）に参入できない人びとを取り残してしまう。リプロダクティブ・ジャスティスが要求するのは、選択を実質的に可能にする積極的権利であり、そのためには性と生殖に関する情報や医療への包括的なアクセスが不可欠である。すべての人に実質的に保障されてはじめて、性や生殖に関する権利は現実の権利として成立する。

訳語の問題も示唆的である。本書の「監訳者解

* 早稲田大学文学学術院教授

説」では、Reproductive Justiceという言葉の訳語に最も悩んだとしている。最終的にカタカナ表記とし、「性と生殖・再生産」という語を併置したとのことである。近年の日本ではReproductionはしばしば「生殖」と訳されてきたが、かつてマルクス主義フェミニズムが生産（賃労働）に対置する用語として再生産（出産やケア労働）を位置づけたように、子育てやケアを視野に入れば「再生産」という訳語を加えることで含意が広がる。リプロダクティブ・ジャスティスが「子育てする権利」(the right to parent) を重視することを踏まえれば、「再生産」という核心部分を日本語で示したことは示唆に富む。

この「子育てする権利」という発想は、1970年代の日本でウーマン・リブが生み出した「産める社会を、産みたい社会を！」というスローガンに近似している、というよりその主張そのものではないだろうか。リブが優生保護法の「改悪」に反対する運動を展開した際、当初は「うむ・うまないは女が決める」と掲げ、「国家（つまり政府）が女性の性と生殖・再生産に関する意思決定に不当に介入しないことを求める」（170頁）姿勢をとった。その一方で障害者運動から「障害児をうまない権利も女性にあるということか」という糾弾をうける。リブの活動家たちはそれを真摯に受けとめて考え抜き、「社会的支援の欠如こそが、特別なニーズを持つ子どもを育てる親に全面的な重荷を負わせ」ている（203頁）からこそ中絶を選ばざるを得ないのだという認識にいたる。だからこそ「子どもに対する責任をひとりですべて負わなくてもよいと確信して妊娠を継続する選択ができる」（204頁）ことを求めた結果が、あのスローガンだった。以上のように、リブの思想を本書の言葉で説明できるほどに両者は重なり合っている。両者に共通する中核的な主張は、誰もが社会的支援を得ながら意志決定を行えるような条件を整えることといえるのではないか。

本書の書評や紹介文の多くは、リプロダクティ

ブ・ジャスティスにおける「交差性」の視点を重視するあまり、日本における人種・民族的マイノリティや移民／外国人の問題として論じる傾向がある。もちろんそれは重要であるが、日本においてリプロダクティブ・ジャスティスを考える際には少子化問題との関係も同様に重要である。このことは2025年9月の出版記念イベントでも指摘されていた。現在の政策は、個人の「選択」を尊重すると謳いながら、実質的には「産ませる政策」として設計されている一方で、「誰が親になることを認められるのか」の境界が、年齢や経済状況、婚姻や障害の有無、ジェンダーやセクシュアリティ、在留資格などによって、時に明示的に、多くの場合暗黙のうちに設定されている。高校生の妊娠はそれだけで問題視され、婚外妊娠には中絶か結婚かの二者択一が迫られ、経済状況ゆえに子どもを「適切に育てられない」ならばそもそも妊娠を控えざるをえない。他方で「女性の社会進出」が少子化の一因とされ、適齢期の妊娠を逃すと不妊になると不安が煽られ、プレコンセプションケアが奨励される。障害児の子育てのみならず障害者自身の子育てをめぐる優生学的な言説も公然と語られており、「出産すべきなのは誰か」という選別は明確に存在する。リプロダクティブ・ジャスティスの視点からみたとき、半世紀前にリブが主張した「産める社会を、産みたい社会を！」は、果たして実現に近づいているのだろうか。

現在の日本では、「少子化対策」と結びつけることさえできれば政策が実現していく現実がある。ローラ・ブリッグスは、著書*How All Politics Became Reproductive Politics*において、「再生産」が私的領域に置かれ不可視化されているという通念を反転させ、むしろ生殖・再生産こそが常に政治の中心に据えられてきたと論じる。本書は、そうした問いを日本社会で考えるための重要な足がかりとなる。いまわたしたちには、すべての政治をリプロダクティブ・ジャスティスの視点から見直していくことが求められているのではないか。